

# 新型インフルエンザ等対策業務計画

2026年5月

伊豆箱根鉄道株式会社

# 目 次

## 第1章 総則

- 1. 目的及び基本方針 .....3
  - (1) 目的
  - (2) 基本方針
  
- 2. 業務計画の位置付け等 .....3
  - (1) 本計画の位置付け
  - (2) 本計画の維持・運用

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- 1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制 .....4
  - (1) 発生段階別の対策推進・危機管理体制
  - (2) 新型インフルエンザ等対策本部の構成員
  - (3) 利用者対策等
  
- 2. 関係機関との連携等 .....4
  - (1) 新型インフルエンザ等対策業務実施に当たり連携が必要となる関係機関
  - (2) 発生時における連携方法

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 1. 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法 .....6
  - (1) 事業継続方針
  - (2) 要員計画
  - (3) 業務実施に必要なとなる設備

2. 感染対策の検討・実施	.....6
(1) 発生段階別の対策項目	
①準備期	
②初動期	
③対応期	
(2) 職場における感染対策について	
(3) 備蓄品及び備蓄方法について	
(4) 利用者対策等	
3. 国及び地方公共団体からの要請	.....7
(1) 緊急物資の運搬	

## **第4章 教育・訓練等**

1. 教育・訓練	.....8
(1) 経営者及び従業員に対する教育・訓練の計画、実施	
(2) 国、地方公共団体、指定（地方）公共機関及び同業他社等と連携した 訓練の計画、実施	
2. 計画の見直し	.....8
(1) 訓練等を踏まえた計画の見直し及び国等が提供する情報による適宜見直し	

## 第1章 総則

### 1. 目的及び基本方針

#### (1) 目的

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症）が流行した場合には、本人の感染、感染者の介護、感染を恐れての欠勤などにより、当社においても多数の職員の欠勤が想定される。本計画は、未発生期から小康期までの各段階（発生段階）における実施項目を予め定めておくことで、旅客及び役職員等の安全を確保しつつ、国民生活及び国民経済の安定に寄与する鉄道事業を継続し、当社の社会的責任を果たすことを目的とする。

#### (2) 基本方針

- ① 旅客、役職員、その他関係者の生命の安全確保を最優先事項とする。
- ② 感染拡大防止対策を踏まえ、国民生活及び国民経済の安定に寄与する運送事業を適切に継続する。
- ③ 常に新しい情報を収集し、発生の段階や状況の変化に応じて臨機応変に対応する。
- ④ 発生に備えた事前の準備を周到に行い、職場における感染予防に取り組む。

### 2. 業務計画の位置付け等

#### (1) 本計画の位置付け

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）第9条第1項の規定に基づき、指定地方公共機関が都道府県行動計画に基づき作成が義務付けられている「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」とする。

#### (2) 本計画の維持・運用

非常時においてより円滑に業務を進行するためには、被害軽減のための対策や本計画をはじめとする各種の具体的な対応計画の策定などの検討と従業員に対する教育・訓練の実施、並びにそれらの実施結果に基づく継続的な見直しが重要である。

従って、平時において、安全衛生委員会事務局を中心とした事前の準備、具体

的な対応策の立案並びに業務計画を実行する組織体制を整備し、継続的に本計画を改善するように努める。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### 1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

#### (1) 発生段階別の対策推進・危機管理体制

##### <対策本部の設置>

- ①国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生し、国や地方公共団体が新型インフルエンザ等に係る宣言を発表した場合は、社長は新型インフルエンザ等に対する会社の対応方針を協議するため、新型インフルエンザ等対策本部の設置を指示する。
- ②社長は、前項にかかわらず、必要があると認める場合は、新型インフルエンザ等対策本部の設置を指示することができる。

##### <対策本部の解散>

- ①対策本部長は、国や地方公共団体が終息宣言を発表し流行終息期に移行した場合、その他非常体制が必要なくなった場合には、対策本部を解散する。
- ②対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要がある場合には、安全衛生委員会において協議する。

#### (2) 新型インフルエンザ等対策本部の構成員

- ①対策本部長は、社長執行役員とする。
- ②対策本部副本部長は、専務執行役員とする。
- ③本部員は、総務部・総合企画部・鉄道部とする。
- ④事務局は、総務部とする。

### 2. 関係機関との連携

#### (1) 新型インフルエンザ等対策業務実施に当たり連携が必要となる関係機関

##### 連絡先

国土交通省鉄道局総務課危機管理室	電話03-4416-5119
関東運輸局鉄道部監理課	電話045-211-7239
中部運輸局鉄道部監理課	電話052-952-8030
静岡県危機管理部危機政策課	電話054-221-2456
静岡県健康福祉部政策管理局企画政策課	電話054-221-3357

静岡県健康福祉部感染症対策課	電話055-928-7220
神奈川県保健福祉総務課	電話045-633-3777
関東鉄道協会	電話03-5202-1406
中部鉄道協会	電話052-583-1401
小田原保険福祉事務所	電話0465-32-8000
静岡県東部保健所	電話055-920-2109
沼津市市民福祉部健康づくり課	電話055-951-3480
三島市健康推進部健康づくり課	電話055-973-3700
函南町総務部総務課	電話055-979-8103
厚生部健康づくり課	電話055-978-7100
伊豆の国市地域安全部危機管理課	電話055-948-1482
伊豆市健康福祉部健康増進課	電話0558-72-9861

(2) 発生時における連携方法

企業内における情報共有ルールの構築、関係会社との連絡先の共有、協力体制等

- ・ 新型インフルエンザ等国内発生後は対策本部事務局より、社内各部署及び関係会社管理担当部署に情報発信を行う。
- ・ 事業区域内での新型インフルエンザ等発生後、事象により西武グループ危機管理規程に基づく対応を行う。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

### 1. 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

#### (1) 事業継続方針

- ① 国内基準における各段階への移行状況や沿線における発生状況及び感染拡大防止対策を踏まえ、従業員の欠勤状況をもとに運送事業を適切に継続して実施する。
- ② 駅及び車内アナウンスによる感染対策（咳エチケット、うがい手洗い、発熱されている方の乗車自粛の呼びかけ等）を講じるよう啓発活動を行う。

#### (2) 要員計画

新型インフルエンザ等の発症状況に応じた、業務（鉄道運行等）の実施に必要な要員を確保し、対応する。（最大欠勤率を40%程度とする）

#### (3) 業務実施に必要なとなる設備

ホームページへの掲載や一斉放送及び運転指令所から発信する情報等を活用し、お客さまに情報を提供する。

### 2. 感染対策の検討・実施

#### (1) 発生段階別の対策項目

##### ① 準備期

平常時において新型インフルエンザ等対策を推進するため、安全衛生委員会内に新型インフルエンザ等対策分会を設け、情報の共有と周知に努める。また、マスク等の保護具の備蓄に努める。

##### ② 初動期

###### i 海外発生期

- ア 現時点において実施可能な対策を速やかに実施する。
- イ 国内発生早期以降における感染予防及び事業継続に関する基本的対応の策定を済ませ、社員等その他必要な者に周知する。
- ウ 海外において新型インフルエンザ等が発生した場合、1～2週間のうちに世界中に感染が拡大するといわれていることから、
  - ・ 国や自治体などからの確実・迅速な情報収集に努める。
  - ・ 国内発生早期以降において、速やかに感染予防及び事業継続に関する対応が実施できるよう準備する。

###### ii 国内発生早期

- ア ひとたび新型インフルエンザ等が国内発生した場合、急速に感染が拡大する恐れがあることから、国や自治体などからの確実・迅速な情報収集に努め、感染防止に必要な対応を実施する。

- イ 社員等が感染した場合や感染したお客様が利用した場合、さらに国内感染期となった場合において、速やかに感染拡大防止及び業務の継続又は縮小、一時停止が実行できるよう準備する。

### ③対応期

#### i 国内感染期

- ア 感染したお客様や社員等に適切に対応するとともに、業務の縮小、一時停止や社員等の出勤制限を実施する等、感染拡大防止に必要な対応を実施する。
- イ 一方で、社会機能維持者として可能な限り鉄道事業を継続するための必要な対応を実施する。
- ウ 対策本部事務局は、速やかに以下の事項を周知徹底する。
  - ・ 新型インフルエンザ等の基礎知識とマスク着用、手洗い
  - ・ うがい励行等の感染予防策
  - ・ 救護担当班に設置する健康相談窓口とその活用方法
  - ・ 発熱時には直ちに医療機関を受診し医師の指示に従うべきこと
  - ・ 社員等およびその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等社員等が取るべき措置に関すること
  - ・ 会議・集会等とその出席者数の制限に関すること
  - ・ 新型インフルエンザ等発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い
- エ まん延期においては、対策本部事務局は、上記ウに加え以下の項目に取り組む。
  - ・ 国内外の新型インフルエンザ等感染状況等に加え、全社の新型インフルエンザ等罹患状況を継続的に把握し、周知する。
  - ・ 社員等およびその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
  - ・ 会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をするように指示する。
  - ・ 必要な職場へ医療用マスクを配布するとともに、通勤時の着用を義務化する。
  - ・ 必要な場所へ看護師を派遣する。
  - ・ 国および地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種等の新型インフルエンザ等予防措置を実施する。
  - ・ 国等の指示に基づき、患者発生国・地域から帰国した社員およびその家族に対し必要な措置を講ずるとともに、渡航の取りやめ等の勧告を行なう。

ii 小康期

- ア 優先度の高い業務から順次再開できるよう努める。
- イ 小康状態になった場合においても、再燃に備え、感染防止策は継続して実施する。

【留意事項】

- ア 対応期が長期化し、その中で状況変化が起こる可能性がある。
- イ 感染の状況（拡大・縮小）により、対策の強化と緩和を繰り返す可能性がある。

(2) 職場における感染対策について「新型インフルエンザ等対策」に定める。

- ①発熱・咳等のある従業員の出勤停止
- ②発症者の救護、手指消毒設備の設置・マスクの着用等
- ③濃厚接触者への職場の対応
- ④来客者等への感染対策（来客対応、社屋内清掃消毒等）

(3) 備蓄品及び備蓄方法について「新型インフルエンザ等対策」に定める。

社内各職場における感染予防、拡散防止を目的とした品目を備蓄し、保管方法、使用基準、補充方法について定める。

(4) 利用者対策等

- ①個人対策（車内及び館内放送、駅及び車内情報装置等による啓蒙活動）
- ②利用者対策（咳エチケット広報、情報提供等）
- ③地域対策等（地方公共施設及び行政機関との連携）

### 3. 国および地方公共団体からの要請

(1) 緊急物資の運搬

国および地方公共団体から食料等の緊急物資の運送の要請があった場合は、新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策を踏まえ、状況に応じて適切に実施する。

## 第4章 教育・訓練等

### 1. 教育・訓練

- (1) 経営者及び社員等に対する教育・訓練の計画、実施
  - ① 新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策（発熱・咳等のある従業員の出勤停止、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛などの公衆衛生対策等）等の教育の実施に努めること。
  - ② 新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練  
新型インフルエンザ等対策訓練の実施に努めること。
- (2) 国、地方公共団体、指定（地方）公共機関及び同業他社等と連携した訓練の計画、実施
  - ① 新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するよう努めることと、その他訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

### 2. 計画の見直し

- (1) 訓練等を踏まえた計画の見直し及び国等が提供する情報による適宜見直し  
適宜この計画の内容につき検討を加え、必要があると認められる場合には変更するものとする。

制定 2014年5月9日

改正 2026年5月1日